

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (新採用・一般職員用①)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。  
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	倫理規程は、職員の職務と利害関係のある事業者等や個人との間の行為について規定しているが、この「事業者等」には、公益法人はもとより、国の機関や地方公共団体等も含まれる。	
2	自分が許認可等の事務に携わっている場合、営利目的の事業を行う際に必要な許認可等を申請している事業者等は利害関係者になるが、非営利の事業を行う際に必要な許認可等を申請している事業者等は利害関係者にはならない。	
3	香典については、儀礼的なものであり返すとかえって失礼に当たるので、利害関係者からであったとしても数千円程度の金額であれば受け取ることができる。	
4	利害関係者が主催するものであっても、多くの人が出席する立食パーティーならば、飲食の提供を受けても問題ない。	
5	利害関係者と共に、自己の費用を負担してプロ野球の観戦をすることは、倫理規程上の禁止行為に該当しない。	
6	職務として利害関係者を訪ねた際に、バスの本数が非常に少ないなどの事情がある場合には、利害関係者が日常的に利用している業務用車で最寄駅まで送迎してもらうことは、倫理規程上問題はない。	
7	利害関係者が会社設立20周年を記念して作成したボールペンを取引のある企業等に広く配布しているが、ボールペン1本であっても、利害関係者からの物品の贈与に該当するので、受け取ることはできない。	
8	香典やせん別といった社会儀礼上の贈与も禁じられているので、婚約者の父親が利害関係者に該当する場合には、結納の取り交わしも、結婚祝いを受け取ることもできない。	
9	利害関係者でない事業者等からであったとしても、高額な物品の贈与を受けた場合には倫理規程違反となることがある。	
10	利害関係者から「課の皆さんでどうぞ」と言って渡された菓子折は、職員個人に対する贈与に当たらないので、倫理規程上の問題はない。	